

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成30年10月18日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 平木正洋（前橋地方裁判所長）

司会者 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 長谷川直人（前橋地方検察庁検事）

弁護士 齋藤守永（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 20代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代女性（以下「6番」と略記）

開会のあいさつ

主催者

前橋地方裁判所の所長を務めております平木正洋でございます。本日は、大変お忙しい中、この意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、平成29年6月から平成30年3月までの間に実施した裁判員裁判に裁判員として参加していただきました。その節は、大変ありがとうございました。ところで、御存じのとおり裁判員制度は、施行後9年が経過しまして、皆様方の幅広い御協力に支えられ、おおむね順調に運用されております。ただ、法の趣旨にかなった運用を実現していくためには、我々法曹三者においても日々改善の

努力を怠ってはならないと考えております。そのためにも本日は、裁判員として参加された皆様方から忌憚のない御意見をお伺いし、今後の審理に役立てていただきたいと思っておりますので、どうか遠慮なさらずに率直に御意見を述べていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

刑事第1部の部総括裁判官をしております鈴木秀行と申します。よろしく願いいたします。今日お集まりの方、6名の方のうち4名が、刑事第1部の裁判員として裁判に参加してくださった方々であります。裁判だけでなく、今日もお忙しいところお越しいただいて本当にありがたく思っております。他の2名の方は、國井部総括裁判官のもとで裁判に参加してくださった方々であります。今日もありがとうございます。裁判員裁判に参加していただいた当時のことを思い起こして、率直に御意見を述べていただければと思っております。よろしく願いいたします。まず、この意見交換会に参加していただいている法曹関係者の自己紹介をしていただきます。まず、國井部総括裁判官お願いいたします。

裁判官

刑事第2部で部総括裁判官をしております國井でございます。裁判員裁判が始まりまして、いろいろアンケートをいただいているところですが、裁判員を経験した方の約96パーセントの方が経験してよかったと言っておりますが、裁判員になる前の段階では6割弱の方が、やりたくなかった、あるいはあまりやりたくなかったという消極的な御意見をお持ちでした。その理由としては、裁判員になることへの不安が、かなり大きいのではないかと思います。その不安を解消するためには、裁判員を経験された方の声をお届けするというのが非常に大事だと思っております。その意味で今回の御意見については、裁判員経験者の方からまだ裁判員に選ばれていない方へのメッセージになるものと思っております。それから、今回いただいた御意見につきましては、これからの裁判の運用を改善していくための貴重な材料とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

司会者

では、長谷川検察官お願いします。

検察官

前橋地方検察庁の検事の長谷川と申します。私も今回御参加いただいております経験者の皆様方が審理をされました事件の一つにつきまして、主任検察官として関与いたしました。また、他の事件につきましても検察庁内部で検察官同士で意見交換等しておりますので、把握はしているつもりでございます。今日は、是非、皆様方から忌憚のない御意見、特に検察官の訴訟活動等について忌憚のない御意見をいただき、それを是非、検察官が、前橋地検としてもフィードバックして、今後よりよい訴訟活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

司会者

では、齋藤弁護士お願いします。

弁護士

群馬弁護士会の弁護士の齋藤と申します。今回1番から6番まで、事件担当された裁判員の皆さんがいらっしゃいますが、残念ながら私はこれらの事件に関しては弁護人としては関与しておりませんでした。ですが、裁判員の方の忌憚のない御意見をいただいて、それを会内の弁護士に還元いたしまして、今後の訴訟活動の向上などに役立たせていただければと考えております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは本題に入りたいと思います。まず、意見交換をするに当たって、本日お越しいただいた6名の裁判員経験者の方がどのような事件を担当したのかを知っていただくことが、意見交換をする上で有益であると思っておりますので、参加いただいた6件について、事件の概要を御紹介します。お手元に事件概要というペーパーがございますので、これに従って簡単に説明させていただきます。まず、裁判の時系列に従って、6名の方を1番さん、2番さんという形にさせていただきます。まず、

1番さんの事件は、去年の6月から7月に3日間かけた強盗致傷、窃盗の事件でした。刑事第1部、私の部で担当した事件で、①スーパーで缶ビール2箱を窃取した窃盗事件、②同じくスーパーで缶ビール4箱を窃取したという窃盗事件、③やはりスーパーでビール2箱を窃取して、その際、その駐車場で被告人が車に乗り込んだときに追跡してきた警備員が被告人を捕まえようとしたところ、それを逃れるために車を発進、走行させて、その警備員を引きずって路上に転倒させるという暴行を加えて、加療約14日間の傷害を負わせたという事後強盗致傷の事件です。③の事件について、防犯カメラの映像が立証の中心となりました。被告人の言い分は、警備員にけがをさせたときに暴行の故意がなかったというものでした。求刑が懲役8年で、判決が懲役6年でした。次に、2番さんの事件は、去年の11月に行われた殺人、非現住建造物等放火の事件です。これも刑事第1部の事件でして、被告人が母親を殺害し、その自宅に放火したという事件です。自白事件で、量刑が問題となったのですが、殺人に至った背景事情が問題になりました。幼少期に両親が離婚して育児放棄となって、今回の事件があった祖父母の家に預けられ、実母も途中からこの家に一緒に住むようになったのですけれども、その母親への憎しみや怒りが背景にありました。精神鑑定を実施したところ、責任能力には問題がなかったのですが、発達障害が犯行に与えた影響等について問題となりました。求刑が懲役20年で、判決が懲役11年でした。3番さんの事件は、去年の12月の事件でした。殺人未遂事件であり、刑事第2部の國井部総括裁判官が担当しました。被告人女性は、交際している相手の男性に対して、死亡するかもしれないことを認識しながら、あえてその腹部を包丁で1回突き刺したが、全治1か月の傷害を負わせたにとどまったという事件でした。被告人は、「殺意はなかった。」と弁解しており、殺意の有無が争点になりました。求刑が懲役8年で、判決が懲役4年でした。4番さんの事件は、今年の1月の3日間で行われ、刑事第1部が担当しました。事件は、強盗致傷と銃砲刀剣類所持等取締法違反でした。被告人女性は、①金品を強取しようと考え、路上において被害者の女性を、持っていた果物ナイフでその被害者の左肩あたりを3回刺す暴行を加えて、

現金5000円余り、免許証、長財布等が入ったショルダーバッグ1個（物品合計5万円相当）を強取し、その際の暴行により加療2週間のけがを負わせ、②その際に、そのナイフを持っていたという事件でした。被告人が自首して発覚し、捕まったという事件でした。量刑が問題となりまして、求刑が懲役6年で、判決が懲役4年でした。5番目の事件は、今年の1月から2月に5日間で行われた殺人未遂の事件でした。刑事第2部の事件でした。被告人女性が、交際相手の男性に対し、死亡するかもしれないと認識しながら、あえてその左腰部を包丁で1回突き刺しましたが、包丁を取り上げられるなどしたため、全治約2か月を要する傷害を負わせるにとどまり、死亡させるには至らなかったという事件です。被告人は、「殺意はなかった。」と弁解し、殺意の有無が問題となりました。求刑が懲役8年で、判決は懲役3年でした。6番目の事件は、今年の2月から3月に9日間行われたかなり長い事件で、丸々2週間かかった事件でした。刑事第1部で担当した傷害致死事件です。被告人が、自宅において、1歳の女兒に対し、頭上に振り上げて床に投げつけるといった暴行を加えて、被害者に硬膜下血腫、脳浮腫等の傷害を負わせて、死に至らせた事件でした。被告人は、「自分はやっていない。」と弁解し、犯人性や暴行態様が争われました。小児科医を含む何人もの証人を尋問した上で判決に至りました。求刑が懲役12年で、判決は懲役9年でした。事件の概要を御紹介しましたが、裁判員経験者の方から裁判員裁判に参加した感想等を伺えればと思います。全体的な感想を1番の方からお願いいたします。

1 番

裁判員裁判について、知ってはいたのですけれども、まさか自分が選ばれるとは思っておらず、選ばれる前はどこか他人事でした。今回選任されて、どのように刑を決めるのかという、普段目にするものがない部分を実際に目で見て体験することができました。そして、被害者と被告人、両方の立場に立って評議を進めていきました。全体を通して普段見ることのできないものを見ることができたので、非常に貴重な経験になりましたし、こういう経験をしたんだよというふうに周りの方にも

お話をすることもできました。また、周りの方にお話をしたところ、あっ、そうなんだというような感想をいただいたのですが、裁判員を経験していない方にとっては、やはりどこか想像のつかない世界なんだろうなというのを話をしていると感じる部分があります。私自身の印象としても、参加する前の想像ではすごい堅いイメージをしていたのですけれども、実際は話し合いなども和やかといいますか、安心して臨める環境が用意されていたので、安心して参加することができました。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方お願いいたします。

2番

私も全体の感想として言わせていただくと、周りを見ていると裁判員に選ばれたという人の話をまず聞かないので、自分が裁判員に選ばれるとは思ってもみませんでした。確かに、人が人を裁くところに自分が入り込むんだということを考えると非常に責任が重たくて、ちゅうちょされるというか、拒否される方もいるかと、そういう不安は確かにあるなと思いつつも、最高裁判所から最初に封筒が届いて、それを読むと、国民の義務だよと書いてあり、これはえらいことになっちゃったなというのが純粋な最初の感想です。名簿に載ったからといって呼ばれるわけないよなと思いつつも、12月で期限が切れるんで、もうないだろうと思いつつ、前橋の裁判所から封筒が届きまして、あららという感じがあったのは確かです。その中でも自分で何ができるんだろうと思いつつも携わらせていただいて、やっぱりやってみないと分からないというところがかなりあるのかなというふうに思いました。司法のこういう仕組みというのは、やっぱり他人事、全くよその世界のことだったのですけれども、そこに足を踏み入れてみて、いろいろな事情がいろいろなところにあつて、それをいろいろな観点から見きわめて進めていくのだなというのを改めて知ることができました。裁判員を経験する中で重たい責任を持っているはずなのですけれども、きちんと分かりやすく説明して進めていただくシステムができていて、なかなか本当にミーハーな言い方ですけれども、いい経験ができてよかった

なというふうに思っています。裁判員裁判を経験したから何か人生で変わったかという、正直、今までとほとんど変わっていないと思うのですが、ただ先ほど言ったように、物事に対してはいろいろな事情が絡まり合っているんだと分かりました。特に私の受け持たせていただいた裁判というのは、本当に被告人と被害者との関係が変な小説を読むよりすごいなというふうにインパクトを受けるような事件だったので、そういう意味では視野も広まったし、いろいろな物の考え方ができてよかったのかなというふうに思います。一番大きな感想としては、最初に裁判員に選ばれて顔合わせをしたときに、一人の方が、「私は裁判員裁判に反対です。」と明確に言われていて、ただその方は、「自分自身体験してみないと、その反対だ何だというのはおかしいと思ったので、今日ここにいます。」と言っておられました。その方は、終わってみたら、先頭切って、「いいシステムですよ。」っておっしゃっていたんで、まだ裁判員裁判を経験していない方は、やっぱりちゅうちょしたり逃げるのではなくて、挑んでいただいた方がいいのかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。

3番

経験者3番です。私は、裁判員候補者になるのは2回目でございます、1回目は名簿には載ったんですけども、具体的な選出にはならなかったのです。2回目に、今度招集がかけまして、資料を見ると1万1000人に一人という確率らしいので、ちょっと言い方は悪いんですけども、宝くじでも買ったつもりでちょっとやってみようかなという感じで裁判所に行きました。二つのことが非常に心配でございます、1点目は、仕事がやはりブランクになりますので、そのブランクをどうしようかということです。ただ、それについては、何とか自分の努力で埋め合わせ可能だなということが分かり解消しました。2点目は、実際に法廷の中でいろいろな人の話を聞き、私とその1名となってジャッジをするわけですけども、ちゃんと妥当で適正なジャッジメントができるかどうかということが非常に心配になりました。

ただ、それについても評議中の國井裁判長のアドバイスがありましたし、評議方法も非常におもしろい方法を使って、誰もが広く意見を言えるような方法でやっていただきましたので、非常に全員の意見が反映されて、非常にいい話合いだったのではないかなという感じがしました。終わっての印象なのですけども、一番身近な法律として道路交通法があると思うのですけれども、それについて日々車の運転をしておりますと、以前よりも、法律に携わったのだからしっかり遵守してやっていこうとか、そういった法律的な部分についての認識が高まったような気がします。テレビ等で判決等のシーンが出て、法廷の画像が出ますと、自分もあそこの席に座ったのだなということ、その都度考えにふけるというところがございます。

司会者

どうもありがとうございます。評議のおもしろいやり方という話がありました。後ほど評議についてもお話し伺う機会があるかと思しますので、そのとき御紹介ください。では4番の方お願いいたします。

4番

皆様が言われるように、自分もまさか選ばれないだろうという感じだったので、自分の番号が出たときには、うわあ、選ばれちゃったみたいな感じでした。でも、会社に対し、裁判員に選ばれたと報告したら、「すごい名誉なことだから、絶対にやってきた方がいいよ。」と言ってもらったので、じゃ3日間頑張りますみたいな感じで来ることができました。やっぱり会社側の後押しというのはすごい大きいかなと思いました。あとは、自分はサスペンスとかテレビをほとんど見ないので、被告人や検事といった用語の意味すら分からなかった状態で裁判所に行ったので、それがちょっと不安でした。でも、本当に真っさらな状態で経験させてもらったので、逆に法律とかも全く知らない状態で、一市民の感情というか、気持ちというかを言えて、よかったかなというのもありました。最初のうちは、私たちは、市民として、本当にちょっとアドバイスというか、気持ちを言うだけなのかなと思っていたんですけども、結構自分たちの意見が量刑に反映するというか、そういうのにびっくりしました。

でも、本当に堅苦しさもなく、3日間終わってほっとしました。あと、やっぱり被告人の人のイメージというかがすごく焼きついていて、裁判の後、そのような感じの人とかを見掛けると、あれっとなってちょっと気になってしまう部分がしばらく続きました。でも、すごいいい経験させてもらったので、私もよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では5番の方をお願いします。

5番

私も最初裁判所からの封筒が届いたときに、あら、私何か悪いことしちゃったのかしらとちょっとびっくりしたんですけれども、私の場合は2通がちょっと期間を空けて同時に届きまして、片方だけの担当になったのです。終わってからの印象としてはとても印象深い裁判だったと思いました。被告人が私と同じ女性であり、被告人の背景だったりとか、被害者の方の背景だったりとかを説明されたり想像したりすると、全てのことがその事件の関係者の方だけじゃなくて、私たち一般の普通に生活している人たちもいろいろな物事のしがらみだったりとか感情や思いなどを持って生活しているんだなということを深く考えさせられました。結果的には本当に参加することによって、今まで以上に人だったり物事を幅広く深く考えることができるようになったと思って、とってもよかったと感じています。

司会者

どうもありがとうございました。では6番の方お願いいたします。

6番

私も同じで、裁判員に選ばれる確率はかなり低いというのは聞いてはいたのですが、まさか自分がその中の一人に選ばれるとは全く想像もしておりませんでした。選任された裁判が傷害致死で、職務従事期間が一応9日間、約2週間にわたり、なおかつマスコミにも多く取り上げられた事件でしたので、正直不安な気持ちでしかありませんでした。しかし、鈴木裁判長の方から、一般市民目線で、どんなことでも積極的に意見を述べてくださいというふうな言葉を掛けていただいて、それですごく

気持ちが楽になりました。一般市民目線で、女性目線、母親目線で一つの事件に真剣に向き合った2週間でありました。非常に内容的にも難しい裁判ではあったのですが、一日一日がとても貴重な体験になりました。さまざまなことを考えさせられた時間を過ごさせていただきました。

司会者

どうもありがとうございました。皆さんの裁判員裁判に参加された当時の思いや、その後のお気持ちなどを聞かせていただきました。次に、選任手続、審理の日程などについてお話しを伺おうと思います。まず、選任手続までの裁判所からの案内や選任期日当日の進行の仕方につきまして何か気になった点やアイデアなど、御記憶に残っていることがあれば伺わせてください。

3番

まず、選任についてなのですが、いろんな事情がある方がいらっしやったためか、結構個人的な事情を聞く時間というのが長かったのです。多分7名ぐらいいらっしやって、30分近く多分順番に聞いたのではないかなと思います。そういった時間を設けるのは非常に大切だと思うのですけれども、その間の、待っている側の気持ちとしては、何かリラックスさせてくれるような手当があればもう少しよかったのではないかなという感じがしました。審理や判決については、かなり専門用語も出てきたのですが、評議室の方で一個一個コメントというか解説をしてもらって、専門用語についてはよく理解ができましたので、評議については非常によかったなと思います。

司会者

今の専門用語のお話については、また別のテーマで話させていただこうと思います。まずは選任手続、審理の日程関係についてというテーマにしたのは、参加される方、候補者の方が参加する上で抵抗感や不安があるということで、参加しやすくする工夫やアイデアをお聞かせ願えたらと思っています。現在、裁判員制度の運営上の問題としては、候補者の辞退率の上昇という問題があります。やはり、民主主義、

国民主権に基づいて、国民、県民の方が幅広くこの制度に参加していただくということに、裁判員裁判の意義があると思いますので、辞退率が上がってしまうというのはよろしくないという面があります。そこで、裁判所としてもいろいろ考えなくてはならないという問題意識がございます。まずは、選任期日と実際の公判審理の期日を別の期日に設けるというのはいかがでしょうか。今日お集まりの6名の方の場合は別期日にしていたかと思うのですが、制度施行当初は、午前中に選任手続をし、そこで選ばれた方とともに午後いきなり裁判をやるということも行っていました。それは、全体として裁判員に負担を掛けないようにということで、なるべく短い期日で済ませようという考えがあったわけです。選任と審理の期日を別の日にすること、その間の間隔の問題について、どちらの方が参加しやすいかという点について御意見を伺えればと思います。

1 番

選任手続について、まず裁判員候補者になるということ、候補者になってから裁判員になるということ、私は知りませんでした。周りの方にそういうお話をしても、やはり知らないという方が多かったです。通知が来て、前橋地裁に呼ばれて、簡単な面接などを受けて選ばれるということになるわけですが、まず面接で落とされるんじゃないかというような気持ちもあったりして、そこで少し身構える気持ちがありました。実際に選ばれて、その翌日から裁判が始まったのですが、選ばれた場合は、私の場合ですと職場に電話をして、「選ばれたので翌日から何日間特別休暇をいただきます。」というような連絡をしました。翌日からですと、その休暇を取るにしても、職場の理解があったとしても休暇を取るのは少し面倒ですので、選任の日と裁判が始まる日が別でもいいのかなというような感想を持ちました。

司会者

感覚として、例えば2日、3日ぐらい空けてもらいたいということか、それとも次の日も大丈夫だったのか、その辺の感覚はどうでしょうか。

1 番

私としては次の日でも大丈夫でした。でも、想像なのですけれども、1日置いた方が休暇を取りやすいという人もいるのかなという感想です。

2番

選任から審理までは、やっぱりある程度日にちを置いていただいた方が助かると思います。私の場合は、5日間の拘束という形になったのですけれども、それだけ仕事を空けてしまうので、突然、なおかつ選任のときも実際裁判員になるかどうか分からないで裁判所に行くわけですから、それを考えるとある程度日にちを置いていただいた方が心の準備も仕事関係の準備も整うのでいいのかなという気がします。それと、選任のとき一番驚いたのが、6人の裁判員と補充裁判員の計8人を決めるのに、あれだけ多くの人を呼ぶじゃないですか。検察側と弁護側に拒否権があるから、これくらい呼ぶんだよという仕組みというのは、早目にちゃんとお知らせしておかないと、こんなにたくさん呼ばれてどうなるんだろうなというふうに思っちゃうんじゃないかなという気がしました。

司会者

合計8名の方を選ぶのにこんなに多くの人を呼び出すというのは、裁判所に来られた人たちが当然感ずる疑問だと思いますので、候補者室で説明はさせていただいているところですが、やはりその点についての説明というのは欠かせないということですね。選任手続の関係でいかがでしょうか。

3番

自分は金曜日に選任されて、翌週月曜日からでしたので、3日間あって、心の準備と仕事のスケジュール調整ができて非常によかったと思います。多分選任されてすぐ裁判になったりすると、こっちもびっくりしたり、気後れする部分があると思うのですけれども、その3日間でいただいたいろんな資料等を見て、見直す時間があつたのでよかったと思います。

4番

ちょっと期間が空いたと思うので、確かに皆さんが言うとおりに、そっちの方が、こ

ちらの心の準備もできたので、よかったと思います。ちょっと8名選ばれるときに、みんなの前で何か数字みたいので、あれでしたっけ、何番さん、何番さんみたいな感じで……。何かすごい人数の中で発表しますみたいな感じだったので、その辺がもうちょっと何かあれかなという部分がありました。何か選ばれたかった人もいるし、選ばれたら嫌だなって思っている人もいるじゃないですか。私は選ばれて嫌だなって思うタイプだったので、選ばれたって思った人からしたら、あの人選ばれたんだみたいな、そういうのが見えてしまうというか、その部分が何かいいんだか、悪いんだかという部分はちょっと心の中で思いました。すみません、よく分からないことと言って。

司会者

いやいや、そういう感情って分かるところもあります。ちょっと、考えてみたいと思います。5番の方いかがですか。

5番

私は、仕事を自分自身でやっているの、休みは自由に取れるのですけれども、ただやはり最初の「選任手続の日に来てください」というお手紙が来て、その手紙には裁判の日程が書かれていたので、前もってその日はお休みを取りました。私はお休みを取れましたが、やはり普通に毎日お仕事をされている方だと、きっと急だと難しい方がとても多いとは思いました。そして、選任手続の日が冬だったので、珍しく雪がたくさん降った日でもとても大変だったという印象がありまして、國井裁判官の、「こんな雪の中来てくださってありがとうございます。」という言葉にとっても救われました。

司会者

6番の方いかがでしょうか。

6番

私の場合も金曜日に裁判所の方に来まして、裁判員に選ばれて、土日が入ったのです。それで、裁判員をやるに当たっていろいろ調べたりとか考えたりとかする時

間がありましたので、ちょっと空いている方がいいかなというのは思いました。それと、私がか会社の役員やっていまして、会社側からすると、やはりちょっと期間を空けていただいた方が動きがとりやすいです。例えば他の社員に仕事を引き継ぐ時間とかあれば、経営者側からすると楽かなというのはあります。

司会者

従業員という立場の方でも準備の期間が必要ですが、経営者の側からも空いていた方が調整しやすく、「行ってらっしゃい。」って言いやすくなりますよという御意見ですね。

6番

そうです。

司会者

分かりました。そうしますと、やはり間が空いていた方が仕事の段取りや心の準備で、よいのではないかというのが多くの意見だったかと思ひます。では、審理の日程の長さについて、伺おうと思ひます。3日間の職務従事期間の裁判だった方もいれば、5日間の方もおられるし、6番の方は9日間、2週間かかったというふうな裁判もありました。審理の日程は、参加との関係でいうと、長いと確かに差し支えがあると思ひのですが、どの辺まで対応できるのかという点を教えていただければと思ひます。また、あの裁判をやるのに日程がもう少し短くやれたのではないかとか、もう少し余裕を持った方がいいのではないかとこの点についても伺わせてもらえればと思ひます。

1番

私のか場合は3日間だったのですが、長さとしてはちょうどよかったのかと思ひていまして。疲れ過ぎず、楽過ぎずといひますか、程よく話かできたなというよな感想があります。長過ぎるというよな感覚はないです。

司会者

3日間という形で参加いただいたんですが、仕事のか関係で、例えば5日間という

形になってもどうか調整できたところでしょうか。

1 番

そうですね、私個人としてはできたかなとは思うのですけれども、ただ5日間となると1週間、場合によっては1週間丸々いなくなるわけですから、仕事の都合で大分ブランクといたしますか、空きができてしまいますので、3日間がちょうどよかったのかなと思います。

司会者

分かりました。他の方はどうでしょうか。

2 番

私も5日間で、4日間法廷があって、1日が評議という形で費やさせていただいて、全体的な印象としてはちょうどよかったと思っています。木金で、土日を挟んで月火水という形で集まらせていただいて、そのくらいだったらちょうど仕事の波があるので、この時期だったら何とかあったのですが、これがちょっと忙しい時期だと結構しんどいよねというのはあったかもしれません。そういう意味では、自分の事情で、この時期だったらこのくらいというのが皆さんばらばらであるのかなという気はしますけれども、必要な日数として5日間とられたということに関しては適切だったと思います。

3 番

私も3日でした。かなり集中力を持って臨んだこともありますし、密度の濃い評議等もできましたので、3日間は妥当だったと思います。逆にこれがもっと1週間とか長引いた場合、当然中だるみであるとか、大変疲れるような内容だったかもしれませんでしたので、3日間は非常によかったと思います。

4 番

私も3日間だったのですけれども、3日間で結構分かりやすくいろいろ説明してもらったりとかして妥当だったと思います。子供が調子が悪くなっちゃったりとかして、心配していただいたりとかして、そういう事情も絡んでくるので、大変

な部分もあるのかなと思いますけど、3日間で。

司会者

参加する上で3日がせいぜいだ。あれが5日間だとちょっと自分は難しいということになりそうですか。

4番

はい。

司会者

5番の方どうでしょうか。

5番

私の場合は、連日ではなくて、ちょっと何日か空いていたので、連日だとなかなか精神的にも辛いのではないかと、私の場合はなんですけれども、辛かったかもしれないなと思いました。日にちがちょっと空くことによって、冷静に考えられたりしますし、心を落ち着かせ、事件からちょっと気持ちを離すことができ、自分の日常に戻れるという時間を持つことができました。精神的な部分では連日だととても辛い方もいるのではないかなと思いました。

司会者

貴重なお話ありがとうございます。私と國井部総括裁判官の方で審理の組み方が若干特徴があるかなと思っておりまして、私の方は、割と短く続けて行う方が裁判員の方としては参加しやすく、負担が少ないかなと思っています。國井部総括裁判官の方は、割と余裕を持ってというか、間をとりながらやられています。5番の方は國井部総括裁判官のやり方を非常に肯定的に受け取られたということなので、参考にさせてもらおうかなと思います。

5番

集中して短期間で答えを出した方がいい場合といい方とやはりいると思うので、いろいろだと思うのですけれども。

司会者

少なくとも5番さん自身は。

5番

はい。もちろん一般市民なので、慣れていないので、精神的にも肉体的にも結構疲労が実はあるのではないかなと思うので、連日になってしまうと。

司会者

ありがとうございます。参考になります。6番の方は、2週間という長期間であり、連日御苦労さまでした。

6番

私の場合は、実質は9日間でしたが、土日を挟みますと2週間という長丁場でした。仕事上で2週間会社を空けるといのはちょっときついかと思います。休みを取ること自体が、ちょっと難しいかなというのがありますし、会社側の立場からしますと従業員に2週間休まれてしまうと、ちょっと会社が回っていかなくなってしまう部分も出てきますので、その辺の調整がちょっと難しいかなと感じます。

司会者

分かりました。事件によって、やっぱりどうしてもそのぐらいの日程になってしまうというケースはありますので、そうすると参加しにくい方が多くなるのは、もう致し方ない面もあるということになりますでしょうか。あと、この参加しやすくする工夫の問題として、仕事上の関係で参加ができないと、小規模の会社で自分が参加してしまったら仕事が回らなくなるので参加できませんという理由で辞退を申し出る方が非常に多いところでありまして、そういう場合に経営者や上司の理解を得る方法というか、アイデアというか、お考えがある方がおられましたら、伺いたいと思います。まず、経営者の立場から6番の方、従業員から、こういう話で持ってきてもらったらオーケー出しやすいよみたいなアイデアがありますでしょうか。先ほどのお話としては、早目に言ってもらったら段取りがつきやすいという御指摘がありました。裁判所の方で工夫している一つの方法として、呼出状とともに上司の方に提出してもらおうペーパーというものを最近、用意したということがあるんです。

何かそういった工夫とか，上司に伝える方法とか，何かありましたら教えていただければと思うのですが。6番の方どうでしょうか。

6番

私の場合は，裁判員として裁判所に来ましたという，出頭証明書に判子をいただいたのですが，会社側としては，従業員から裁判員に選ばれたので何日間会社を休みますという紙を渡されただけですと，ちょっと伝わらないかなと感じますので，裁判所からそういった通知じゃないですけども，ちょっとした文言が入ったペーパーを上司や役員に渡していただけると，会社側としても理解が深まるのではないかなと思います。裁判員裁判のことを知らない方も結構多く，「それって何？」みたいな方もいるのです。ですので，もう少し周知が必要であると思います。

司会者

裁判員制度自体の広報活動もまだまだ足りないという部分の御意見ということですね。分かりました。では，3番の方どうでしょうか。

3番

自分については，先ほど言った仕事と子供の問題があったのですが，子供も大きいので手がかからないということで，その二つの問題に対応できましたので，参加できました。もっとも，中にはもっといろいろな理由で参加できない方もいらっしゃるって，辞退されちゃう方もいるのではないかなと思います。ただ，私も全員に聞いたわけではないのですが，会った人間に，やはり裁判員をやった方というのが誰もいないのです。ですから，裁判員経験者をもっと増やしていただければ，「俺もやったんだよ。」とか，いろいろなことがもっと言いやすくなって，もっと辞退する人が減るのではないかなと思います。

司会者

なるほど。一番初めの全体的な感想のところでも，皆さん，裁判員裁判を経験する前は嫌だったけど，経験してよかったというお話を述べていただきましたが，それが広く国民の皆さんに届けば参加しやすくなるということは確かにあると思います。

そういった声を、今日マスコミの方も来られているので、発信していただけたらな
と思います。2番の方、仕事上で参加できないんだという人が随分多いのですが、そ
れに対して何か打開策というか、アイデアはございますか。

2番

これすごく難しいと思うのです。やっぱり日本人の特性というか、やっぱりみんな
真面目ですから、仕事を持っていると、その責任を果たさなくちゃいけないとい
う意識があります。片や裁判員も国民の義務として大きな責任があるのだけれども、
目の前の今までの従事している業務と何か降って湧いたような裁判員の責任って言
われても、やっぱり日々の生活をとってしまうというのがあるのだと思います。で
すので、やっぱり本当に裁判員制度をどう啓蒙していくかが重要ではないかなと思
います。

司会者

どうもありがとうございます。1番の方、同じようなテーマですが、お考えを聞か
せていただければ。

1番

皆さんおっしゃられているとおり、働いている方にとってはそれぞれの事情があ
りますから、全ての方に対して通ずる方策というのは難しいとは思いますが、けれど
も、ちょっと話が飛躍するようですが、子供の教育の場に裁判官の方が出向いて、裁
判員裁判はこういうものなんだよというようなことができれば、その子供が大人に
なったときに、裁判員に選ばれたときに抵抗感も減ると思いますし、その子供が使
用主といいますか、経営者になったときにも裁判員に選ばれた従業員に休暇を取っ
ていいよと言えるような経営者の方も増えてくるのかなと思います。

司会者

1番の方がおっしゃってくださったのは、まさしくそのとおりだなと思います。
裁判所は、大学や高校や中学校に出前講義というネーミングでもって出向いて、制
度の広報を行っています。その広報の際に、裁判官が話すだけではなかなか伝わら

ない部分があるかもしれないので、経験者の方もお時間いただけるのであれば御一緒していただいて、講師として経験者としてよかったよというようなことを語っていただければということも考えています。1番の方もできればお引き受け願えればなと思います。4番の経験者の方は、会社が非常に理解があつての参加ということでしたけれども、理解のある会社を増やすためにはどうしたらいいだろうかというアイデアがありましたらお願いします。

4番

でも、今何かあれですよ、封筒の中に企業側への書面も交付しているって言うていたんで、それはかなりいいことだなと思います。

司会者

きっと4番の方のときには、まだその運用を始めていなかったと思うので。

4番

なかったです。「裁判員に選ばれた。」と言ったら、「まだ裁判員の制度やっているの？」と言う人もいたんですよ。裁判員制度が始まったときは、みんなちょっと一時「わっ！」てなったけれども、意外にもう風化というか、忘れちゃっているのかなというのを感じました。ですので、学校に行って、1番さんが言ったような取組はすごいことだと思いますし、何かたまにテレビとかでちょっと何かやってもいいのではないかななんて思います。今日はマスコミの方いらっしゃるので。

司会者

なるほど。ありがとうございます。5番の方も参加率を高めることについての何かアイデアありましたら教えてください。

5番

私は、テレビもあまり見ないので、裁判の進め方や裁判員制度の内容も本当に知らなかったのですが、そういう方も多分たくさんいると思います。ですので、やはり例えばテレビCMなどでアピールをするのはとっても有効的であると思います。そして、皆さんやはり裁判員を経験された方がやってよかったというところを

もっと知らない方に幅広く伝えるべきかなと思います。

司会者

どうもありがとうございます。参考にさせていただきます。では、次のテーマといたしまして、公判審理、法廷での審理についてですが、検察官、弁護人の法廷での活動が上手い、上手くないというか、判断をするのに役に立ったか、分かりやすいものであったか、もう少し工夫ができたのではないかといった訴訟活動につきまして御意見をいただければと思っています。

1 番

まず、検察官側のやり取りが非常に印象に残っていて、被告人に対して、こうだったんじゃないんですかとあえて挑発するような発言をして、何か引きだそうというような魂胆もあるのだとは思いますが、その様子を見て、それがいい悪いとは思わないんですけれども、そういうような手法もあるのかなという印象を受けました。私の事例ですと、防犯カメラの映像が立証の中心であり、証拠としてはそれなりに十分なものが得られたのかなと思います。弁護側については、ちょっと私自身の記憶も薄れていることもあって、あまり印象に残っていないというのが本当のところです。被告人の気持ちを代弁しているんだなという印象を受けました。

2 番

私の場合は、被告人が完全に自白していました。普通、被告人って、例えばナイフで刺しちゃったりすると、「弾みで刺しちゃった。」とか言って殺意を否認するんですけど、彼の場合はもう淡々と私が殺しましたとか、どうやって首を絞めたのかとかを事細かに、平然と言ってのけちゃったので、ちょっとびっくりしたなというイメージがあります。それで、公判の進め方については、そういう意味では非常に分かりやすかったという気がします。それと、これ変な感想ですけども、検事さんってやっぱりオーラがすごいなっていうのを正直思いました。また、スライドを使っていたのは分かりやすかったですし、精神鑑定の証人が検察側、弁護側双方から出されて、各々の主張を繰り広げていって、それに対する反対尋問が行われ

ているというのを目の当たりにして、非常に分かりやすい審理であったと思います。そして、鈴木裁判長が裁判員の発言を引き出すのが非常にうまい方で、裁判員同士で打合せをしているときにも非常に事細かに、「今ので分かりましたか。」とか、「ああそれちょっと聞いてみてください。」とかって言われて、いつの間にやら質問しなくちゃならない立場に追い込まれるという手法を實に見事にとられて、分かりやすく質問をさせていただいたし、説明もしていただけたんじゃないかなと思っています。

司会者

精神科医に鑑定人尋問という形で法廷で説明してもらいました。発達障害についての説明と犯行に与えた影響についての説明をしてもらったのですが、精神科医の説明は分かりやすかったですでしょうか。

2番

そもそも、精神障害であるのかどうかというところが問題であるということがよく分かりましたし、それをどこからが障害で、病気じゃないんだよというような雲をつかむような説明の中で、結局我々が、結局最後にどこにたどり着いたかというところ、障害があるから犯罪を犯すんじゃないんだよ、障害者が犯罪の原因を持っているわけじゃないんだ。そういう人間関係が得意じゃないんだということがその一つの要因ではあるけれども、そういう特別な環境下でそれが助長されちゃったんだよみたいな、その方向性というのをいろいろ聞かされていて、分かったような気がします。ですので、難しかったけれども、結構そういう意味合いでは分かりやすく説明していただけたんだろうなと思います。

司会者

発達障害のように、今結構マスコミでも話題になっていますが、今はネーミングが変わっていたりして、なかなか概念のつかみ方が難しいところでありました。2番さんの今の話は、コミュニケーション上の問題が原因になったのではないかという話で我々納得したところがあったかなと思っています。他の方、法廷での審理、

検察官，弁護士，訴訟活動について何か御記憶の点，印象に残った点ありましたらお願いします。

3番

私が担当したのは，殺意の有無が非常に問題になった事件でした。被告人の方が女性でしたが，肝心なところに来ると「分からない。」とか「覚えていない。」とか，そういった証言に終始するわけです。弁護士との打合せも当然しているとは思いますが，弁護士と被告人とのやり取りもちょっとちぐはぐな面があったりしました。私としては第三者である医師の証言であるとか，被害者の証言であるとか，そういった部分から自分なりに決めていきました。審理については，非常に分かりやすくやっておりましたので，よろしかったのではないかなと思います。

4番

難しい言葉というか，そういうものは全くなかったように思います。ですので，すごく理解しやすい感じで聞いていられました。弁護士がちょっと法廷が始まってもなかなか来なかった。遅刻してしまったみたいで，そういうこともあるんだなと感じました。

司会者

思い出しました。そのとき2日目の朝だったかと思うんですが，弁論要旨を用意していたのに，何か機材の関係で印刷出来なくて，それでちょっと遅くなったということがあって，弁護士もすごく焦っていました。

司会者

他の方，いかがでしょうか。

5番

私も全く知らないことばかりで，難しい言葉とかも分からなかったのですが，やはり裁判官の方が丁寧に説明してくれたので，とても分かりやすかったと思います。あと，やはり被告人や被害者の方が，もともとあった資料とは違った心の変化，心理が変わっていくというのに少し戸惑いました。そして，やはり弁護士さん

との話合いの中で、変わっていくこともあるのかなって想像してみたりしました。あとやはり私が携わった裁判でも印象深い弁護士さんだったので、こういう弁護士さんもいるんだなというのを正直思いました。弁護士さん同士のコミュニケーションのとり方とかもひそかに見ていたりしていろいろと勉強になりました。そして、私たち裁判員が被告人や被害者の方に質問できるというのを知らなかったのも、戸惑ってちょっとびっくりしました。最初の質問のときは、ちょっと声が震えてしまったと思います。

6番

私が担当しました裁判は、被告人が無罪を主張していましたので、検察側と弁護側の意見が真っ向対立するという裁判でした。検察側からの資料に目を通して、カラーの図が入っていたりして、すごく見やすく、分かりやすかったです。弁護側の、弁護士さん3名いたんですけれども、そのうちの1名の方がちょっと声が小さかったんです。それで、マイクを通してなのですが、それでもちょっと声が小さくて聞き取りづらい場面がありました。裁判員は素人ですので、その辺も、聞きやすくやっていただけると助かるかなと感じました。

司会者

その点は、事件後の法曹三者意見交換会で弁護人に伝えましたが、改めて齋藤弁護士から他の弁護士の方にもお伝えいただけたらと思います。では、今度は評議のことです。私や國井部総括裁判官もここにはいますが、どうか遠慮せずに改善点等ありましたらご指摘ください。まず、3番の方が、評議の仕方が特徴的でおもしろかったというご発言をされていたので、その点をお聞かせ願えればと思います。

3番

付箋紙を使った方法でございまして、例えば有罪か無罪かといった部分の評議について、裁判員と補充裁判員の合計8名が平等に付箋に書いてホワイトボードに有罪と思う理由、無罪と思う理由をぺたぺた、ぺたぺた、貼っていく方法です。当然、

立て板に水を通すような言い方をする人もいれば、丁丁発止に言葉を発する人もいますし、よく考えて、熟考して言葉を発する方もたくさんいらっしゃいましたので、それで意見が全員から均等に吸い上げられて、非常に平等な評議ができたと思っております。

司会者

5番の方の評議もどうでしたでしょうか。やはり付箋を使うような形だったのでしょうか。

5番

はい。付箋を使って、皆さんの意見をできるだけたくさん出して、その中でグループ分けをして、質問することや、判断することを決めていくやり方でした。とても分かりやすくスピーディーだと思いました。

司会者

付箋を出した後、それを見ながら、また意見を皆さんが出すわけですね。私の方で評議につきましても忌憚のないところを聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

2番

やり方としては、付箋は使いませんが、同じような感じだと思います。私は、それよりも刑の決め方が単純に多数決ではなくて、裁判員と裁判官の両方の票が入っていなくては大めで、全体的な多数決になるまでは、被告人にとって不利な意見を消していった、絞り込んでいくという、特別多数決のシステムがすごくよくできているなど感心しました。それを絞り込んでいく過程でやっぱり理由であったり、議論であったりというのをしながら、自分たちの意見を修正したりすり合わせしていったりすることになると思うので、特別多数決のやり方をちゃんと説明してもらえると、判決に対する我々の持つ責任や人の人生狂わせちゃうかもしれないという不安を少し緩和できるのではないかなという気がしました。

司会者

1 番の方、評議の進め方や意見が言いやすい状況だったかとか、こんな点もう少し工夫したらどうだろうかといった点について、いかがですか。

1 番

まず、評議をするといっても素人ですから、何を話し合えるのだろうかという不安が最初はありました。しかし、鈴木裁判長はじめ裁判官の方々が丁寧にリードしてくださったので、全員が意見を述べられる場ができていたと思いますし、まず全員が意見を述べ、それから、意見のすり合わせをして、全員で納得した形で、次のステップに進むといったような流れができていたと思うので、すごく全員で臨んでいる感じがしました。また、その被害者の気持ちだけじゃなくて、被告人の立場にも立って、被害者側の気持ちに寄り過ぎない公平な評議もできていたかと思います。もし自分が被告人の立場になったとしても、お互いが守られているような、そういう話合いができていたんだと体験してみて思いました。

司会者

評議のメリットは、いろいろな経験をお持ちの方が被告人の立場や被害者の立場、いろいろな人の立場で意見を述べ合うのが、いい結論に結びつくことであると思います。4 番の方、評議のやり方で何か御感想ありますかでしょうか。

4 番

このくらいの事件ではこれくらいの刑の判決が出ていますよみたいな、量刑資料を見させていただいたので、すごく基準が分かり、突拍子もない判断をしなくて済みました。本当に素人だったので、勉強になりました。あとすごい印象に残ったのは、被害者の感情が変わるよというふうに言ってもらったんです。何かずっとこの人は、このままの気持ちではないんです。やっぱり前を向いて進んでいく部分もあるんだよというふうに言ってもらって、被告人の気持ちと被害を受けた方の気持ちになっていろいろな意見をいろいろな方向から言えました。ちょうど被告人は自分の母ぐらいの年齢であり、被害者の方は自分ぐらいの年齢だったので、いろいろな気持ちで意見を言うことができ、よかったと思います。

司会者

今、お話しにも出た量刑検索システムの量刑資料が役に立ったかどうかという話も伺おうと思っていたところです。他の裁判所の例というのに縛られるみたいなことよりも、むしろ参考になったということですね。突拍子もない判断ではないというのは、公平な判断をするための一つの材料になったという、そういうふうな捉え方ということによいでしょうかね。5番の方、先ほども付箋使用の話がありましたけれども、評議について御感想は何がございませうでしょうか。

5番

私も基準となる事例や資料をたくさん用意していただきだったので、それを参考にしながら、公平に正確に判断ができたなと思います。それと、やはり裁判官の方々のリードが上手であったので、皆さんすんなりと意見を出しつつも、まとめ上がっていくスピードがなかなか早いなと思いました。

司会者

6番の方が担当されたのは、否認事件であり、まず有罪か無罪かが大きな問題になったわけですが、評議の進め方等について御意見ございましたらお願いします。

6番

被告人が無罪を主張していた裁判でしたので、何が本当で何がうそなのかということをごさざまな視点から意見を出し合いました。鈴木裁判長をはじめ裁判官の方は、その意見を分かりやすくホワイトボードに書いて、整理していただきましたので、すごく分かりやすく理解もしやすかったです。

司会者

ホワイトボードを使用したということですね。ありがとうございます。量刑資料については、役に立ったという感じでしょうか。それとも、何かそれに縛られてしまうので、いかがかという感じですか。どうでしょうか。

6番

量刑資料は、あまり近い裁判例がなかったと思ったのですが。ですので、すごく悩

みました。参考にはもちろんすごくなるのですが、似たような事件がないと、ちょっと考えてしまうかなというのがあります。

司会者

量刑資料を皆さんに参考にしていただくときは、似た例を見付けるということよりも、例えば、犯罪行為についての類型に着目し、公平な判断といえるかどうかを見るために使うというのがいい使い方であると思いますけれども、この事件はそもそもが似たような資料はなかったということですね。そういうときにやはり悩んでしまうということですね。分かりました。他の方は、量刑資料の問題というのはどうだったでしょうか。

3番

当然非常に参考になりましたし、量刑資料を用いて刑を決めたことによって、非常に公正な判断ができたと思っています。

2番

とても参考になったと思います。逆に縛られたかということ、それはなかったと思います。今回の場合は、発達障害の関係があるので、悩まされたということはありませんけれども、非常に参考になったと思います。

1番

私の事例は、求刑8年ということで、それが重いのか軽いのか全く判断がつかなかったもので、そういう量刑資料を見せていただいて非常に参考になったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。あとは、守秘義務の問題があります。守秘義務があるせいで裁判員の経験をなかなか話せないというようなことはありましたか。

1番

今回裁判員裁判を経験して、その経験を周りの方に多かれ少なかれ話す機会がありました。守秘義務については、私にとってはそこまで大きな負担にはならず、精神的に参ってしまうようなこともないので、特に問題ないかなと思います。

2 番

終わってから裁判長に言われて、守秘義務というのはあるけれども、公判中だけ注意してくれればいいよと。終わってしまえば、どんどん情報を発信してくださいということを言われた記憶があります。そういう意味では、どんどん自分の経験を知らしめなくちゃいけないんだろうなと思ったんです。逆に周りの人間が、「裁判員裁判なんてやったって守秘義務があるから、どんな事件とかがって言えないんだよね。」っていうふうに気を遣われてしまったかなというところがあるので、いや、そんなことなく、こんなことがあったんだよというのを話すと、「へえ」と逆に驚かれたという記憶があります。

司会者

つまり守秘義務のことについても正しく広報すべきということなのでしょうか。

2 番

そう思います。

司会者

他の方どうでしょうか。

3 番

そうですね、私については、もう逆に自分の方からは口は開いてはいないです。それは、守秘義務云々ではなくて、私が言わなくてもいいのではないかなと思っているので、特に口は開いてはいません。

司会者

もうちょっとご経験を口こみで発信していただけるとありがたいです。他の方どうでしょうか。

4 番

守秘義務に関しては、刑を決めるところのみんなのやり取りはあまり言わないでくださいということでしたが、それ以外のことはみんなに言っていいたよというふうに言われたので、負担には思いませんでした。意外なことに、人に話しても、量

刑評議のやり取りについては全く突っ込まれないのです。「そうなんだ、どういう事件だった？」で終わることが多いので、守秘義務は全く負担にも思わず、みんなに話しています。

5 番

私も守秘義務についての勘違いをしている方が多いのではないかなと思います。私の母は、「裁判員になって守秘義務があるから、しゃべってはいけないんだよ。」って言って、私の話を全く聞いてくれません。「そうじゃなくて、評議中の内容は話してはいけないけれども、裁判しているときの様子だったり、自分がどう思ったかというのは話してもいいんだよ。」って言っても、いまだに話を聞くことを拒否されてしまうのです。私も最初何も知らないときは、本当に誰にも何も話してはいけないんだって勘違いしており、そういう方もきっと多いと思うので、先ほどおっしゃったようにその辺を明確に知らせることもとっても必要だと思います。そうでないと広がっていかないのは当然かなと思いました。

6 番

私は、家族以外には裁判員に選ばれたということを話していなかったんです。一番興味を持ったのが娘でして、裁判が終わって帰宅しますと、「今日はどうだった？」って聞いてくるんです。まだ中学生であり、難しいことを話しても分からないので、簡単に、私の説明できる範囲で話をしてやりました。すると、娘から「大変だったね。お疲れさま。」って言ってもらえたのがとにかく一番うれしかったです。あと、やはり先ほども出ましたが、まず若者にもう少しこの裁判員制度を知ってもらいたいというのが私の中にあります。うちには高校生の息子もいるのですが、息子が夏休みに裁判傍聴をしたのです。学校の方の働き掛けで、裁判を傍聴したい人という希望を募りまして、うちの息子は希望いたしました。抽選だったのですが、当たりましたので、私と一緒に傍聴をしました。覚せい剤の事件だったのですが、旦那さんと奥さんとお二人が捕まってしまったという裁判で、その夫婦には小さなお子さんがいたらしくて、裁判を傍聴した後に、「子供はどうするんだろう。」って一言息子が言

ったのです。何かやっぱりそういったちょっとしたきっかけがあると、裁判というものにすごく興味を持ってもらえるのかなというふうに思っています。

司会者

どうもありがとうございます。いろいろ貴重なご意見をいただきました。大体予定しているテーマは終わったところでもありますので、参加されている法曹関係者から御意見、本日の感想等お聞かせ願えればと思います。まず、長谷川検事いかがでしょうか。

検察官

そうですね、当初はやはり乗り気でなかったけども、やってみて非常によかったという御意見が多かったと思うのです。そういうことで、皆様方が広く周りの方にお話をしていただければ、この制度はますますよくなるのではないかなと思いました。それから、仕事を休んで、貴重な時間をお使いいただいておりますと思うのですが、その点についても会社側の理解の点などのお話など聞かせていただきましたので、やはり裁判所、検察庁、弁護士会の三者でそういった共通の問題意識をもってさらに参加しやすいものを作らなければいけないのかなとますます思いました。

司会者

では、齋藤弁護士お願いいたします。

弁護士

本日は、貴重な御意見ありがとうございました。弁護人の声が小さいなどという非常に忌憚のない御意見をいただきましたし、各弁護人によって訴訟の活動が違って、個性的な弁護人もいたという御感想もいただきました。いただいたご意見については、会員に適切に周知するなどして今後の弁護活動等に役立てさせていただきたいと考えております。今日はありがとうございました。

司会者

國井部総括裁判官お願いします。

裁判官

本日皆さんの御意見伺いまして、裁判所としても広報の必要性を強く感じます。5番さんのお母さんのような守秘義務に対する誤解を解くところから始めていきたいと思います。今日はありがとうございます。

司会者

では、マスコミの方からの質疑応答の時間を設けたいと思います。まず、御質問があれば、お願いします。

上毛新聞

審理の中で一番熟慮が必要だったのはどんな点だったのか、お話しになれる範囲で結構ですので、聞きたいんですけども。代表として2番の方にお話をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

2番

私の受け持たせていただいた事件というのが、先ほどもちょっとお話ししたとおり被告人の方が発達障害だということだったんで、自白はされているんですけども、本当に量刑でどういうふうにかえたらいいんだろうかというのが分からなくて、刑務所に彼が行ったとしても、多分刑務所の中で更生できるかどうかよく分からないのです。悪いことをやったというのは分かっているのですが、母親を殺してしまったことに罪の意識を彼は多分持っていなかったのではないかなという感じがして、そうすると逆に1日でも早く刑務所から出してあげて、そういう専門のスキームを持った人たちに囲まれて更生に向かった方がいいのではなかろうかとか、だけど彼は悪いことをやって分かっているよね、罪の意識持っているよねという、そこら辺のバランスがよく分からなくて、どうしたらいいかというのを非常に悩んだという記憶はあります。

上毛新聞

ありがとうございます。

産経新聞

6 番の方にお伺いしたいのですが、審理を進めていく中で、女兒が殺された事件ということで凄惨な証拠とか、そういうものを見たこともあると思うんですけども、そういう面で精神的な苦痛とか、そういうものはなかったですか。

6 番

この事件は、凶器等があったわけではなく、被告人が手を、体を使って女兒を振り落としたという事件だったのです。実際女兒の傷っているんですか、打撲痕の写真とありますか、スライドですか。

司会者

ええ、図ですね。

6 番

はい。それを見ました。例えば凶器等を使って刺したとか、血がいっぱい出ているとかというのを見てしまうとちょっと抵抗があるとは思いますが、やはりそれを見まして痛々しいという、やっぱり私も母親ですので、こんなちっちゃな子がという面で一瞬ちょっとやはりそれを見たときは、わっとは思いました。

産経新聞

ありがとうございます。

読売新聞

何度も申しわけないですが、6 番の方に伺いたいのですが、連続の期間では、大変だったというのか、例えば一つ一つの中で分散してやってくれば何とかできたのか、それとも期間が分散していても、期間は裁判所に行かなきゃいけないのが大変だったのかという部分、どっちの意味合いなのかなということを伺いたいのですが。

6 番

土日を含みましたが、連続してやった方がやはり理解もできますし、記憶は不確かなものなので、やはり期間を詰めてやった方がいいとは思いますが。ただ、私が担当した裁判の方がやはり土日含めると 2 週間ほどありましたので、やはりちよ

っと土日で少し頭を整理してということはできましたけれども、やはりちょっと精神的にストレスは感じたなというのは期間が長かった分ありました。

読売新聞

ありがとうございました。

朝日新聞

たびたび恐縮なのですが、6番の方、先ほどのお話の中で弁護側と検察側が真っ向から対立していて、何が本当で何がうそなのか非常に悩まれたというようなお話しされたと思うんですけども、そういう自分の中で、御自身の中でどういうふうにするのか本当なのかという部分をすり合わせていかれたのか。話合いの中で、もし何かあれば教えてください。

6番

裁判員6名、補充裁判員2名で担当しましたが、やはり8名そろいますと、もちろん裁判長はじめ裁判官の方もいらっしゃいますが、やはり意見が同じところもあれば、まるっきり違う意見を言う方もいらっしゃいました。その違う中で、一つ一つ何が正しくて何が間違っているのかという整合性をみんなで議論してすり合わせていったという感じですか。

朝日新聞

それぞれが皆さん共通する認識のところは何なのかということを確認合ったという、そういう意味ですか。

6番

そうです。

朝日新聞

ありがとうございました。

上毛新聞

裁判員制度は国民の感覚を司法に反映することという趣旨なのですが、例えばこの裁判が終わってから法律を遵守する意識が高まったというお話も聞いたの

ですが、他の方におかれても、司法に対する考え方や見方がどう変わったかということをお聞きしたくて、では、代表して5番の方にお聞きできればと思います。

5番

すみません。最後のところもう一回お願いします。

上毛新聞

経験された後で、司法に対する考え方や見方はどう変わったのか、率直な意見や理由も含めてお答えいただければ。

5番

今まで以上に、人や物事を幅広く、深く考えるようになったのと、あといろいろな物事や人にはそのバックボーンが関係していて、その背景によっていろいろなことが、人の心が変化もしていくのだなというのを痛感しました。そして、社会人としての責任というのを考えるようになりました。裁判の内容を経験したことによって大人としてというか、人としての、人の関わり合いだったりとか、生きていく上でのマナーだったりとかも考えるようになれたかなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。主催者である平木所長から挨拶、感想をお願いします。

主催者

本日は裁判員経験者の皆様方、長時間にわたりまして貴重な御意見どうもありがとうございました。私も現場で裁判長をしていたときには、裁判員裁判を40件ほど担当させていただきました。皆様もお書きになられたと思うんですけども、裁判員裁判の最終日にアンケートというのを書いていただいて、裁判員裁判が終わるたびに担当裁判官、検察官、弁護人でそれを読んだ上で反省会というのをやったりしていて、それはそれで大変いい勉強になっております。ただ、やはり本日のようにフェイス・トゥー・フェイスで実際にお話を伺うと、アンケートにはない、より深掘りされた御意見、御感想、御指摘を伺うことができまして大変勉強になりました。本

日のお話を生かして法曹三者で今後も検討を深めまして、裁判員制度をよりよいものにしていきたいと思っております。本日は、本当にどうもありがとうございました。

司会者

今回、裁判員制度についての広報活動が足りないのではないかということについて、いろいろな角度から御指摘をいただきまして、本当に貴重な意見交換会となりました。どうもありがとうございました。お忙しいところおいでいただきまして、感謝申し上げたいと思います。今日は、どうも御苦労さまでした。以上で終わらせていただきます。